

市 街 化 区 域

農地転用申請手続き提出書類一覧表 ・ チェックリスト

***市街化区域の農地転用については、改良区の見解書の添付は不要です。
事前に改良区へのお手続きは不要です。
(農業委員会からの報告に基づき、決済手続きが必要な場合は、後日通知いたします)**

提出書類	内 容	部数	様 式	チェック	
1	地区除外申請書	農業委員会に、転用届出を提出する前に、除外手続きをされたい場合	1部	様式第3号	
2	案 内 図	コピー可、申請地を赤色で表示	1部		
3	公 図	コピー可・3ヶ月以内のもの	1部		
4	土地登記簿謄本	コピー可・3ヶ月以内のもの	1部		
5	求積表・地積測量図	分筆を伴う場合	1部		
6	仮換地証明書の写し (区画整理中)	コピー可	1部		
7	委 任 状	4条:土地所有者 ----- 5条:土地所有者と譲受人	1部	任 意	
8	本人確認書(免許証等)	ご本人が申請される場合			

***その他必要な書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。**

決済金単価	区域により異なりますのでお問い合わせください
申請手数料	市街化区域は不要です

区域表・決済金

区域	登記地目	市 ・ 区	決済金単価
1部	田・畑	蓮田市の一部 (根金・貝塚・閨戸・川島) 岩槻区の一部 (馬込・平林寺・金重・掛・本宿)	480円/1㎡
2部	田・畑	蓮田市の一部 (黒浜・江ヶ崎・笹山)	400円/1㎡
3部	田	春日部市の一部 (下蛭田・道口蛭田・上蛭田)	480円/1㎡
4部	田	岩槻区の一部 (和戸地区・新和地区) 越谷市の一部 (越谷地区・荻島地区・出羽地区)	540円/1㎡
5部	田	岩槻区の一部 (川通地区・慈恩寺地区) 春日部市の一部 (豊春地区・春日部地区・武里地区) 越谷市の一部 (桜井・新方・大沢・越谷・北越谷・大袋・荻島地区)	400円/1㎡

元荒川土地改良区 財務課

〒339-0016 さいたま市岩槻区大字新方須賀1160

TEL : 048-799-0799

FAX : 048-799-0800

地区除外申請書

このたび下記土地について農地転用等をするので、地区除外等処理規程第5条の規定に基づき申請します。
なお、同規程第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

年 月 日

転用組合員 土地所有者・譲渡人(貸)人

住所

氏名

印

連絡先

()

転用関係者 譲受(借)人

住所

氏名

印

連絡先

()

元荒川土地改良区理事長 様

記

- 添付書類 案内図、公図(写)、登記簿謄本(写)、委任状(本人申請以外) [各1部]
- 土地の所在

市区	大字	小字・丁目	地番	地目	転用面積(m ²)	転用目的	備考

転用面積合計 m² 筆

- 注意 1. 台帳面積の内の一部を転用する場合は、その旨を記入してください。
2. 一筆の土地に対して何人も関係者がいる場合、別紙に記入し提出ください。

改良区 使用欄	区域	部	第	号
------------	----	---	---	---